

○岡山県警察顧問弁護士運用要領の制定について(通達)

(平成 19 年 3 月 26 日岡監第 86 号)

各部長

首席監察官

総務調整官

各所属長

このたび、警察業務にかかわる争訟事案、各種紛議の処理その他法律相談について、迅速、適正かつ合理的に事案を処理するため、顧問弁護士制度を導入することとし、別添のとおり岡山県警察顧問弁護士運用要領を定め、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

別添

岡山県警察顧問弁護士運用要領

1 趣旨

この要領は、岡山県警察顧問弁護士(以下「顧問弁護士」という。)にかかる運用に関して必要な事項を定め、警察業務にかかわる争訟事案、各種紛議の処理その他法律相談について、迅速、適正かつ合理的に処理することを目的とする。

2 定義

この要領において顧問弁護士とは、岡山県知事が県警察における法律事務に関し委託契約を締結した弁護士をいう。

3 相談事項

所属長は、岡山県警察が行う事務及び職務の執行等に関し、次に掲げる事項について、顧問弁護士に相談し、助言を受けることができる。

- (1) 争訟事件又は争訟事件に発展するおそれのある事案に関する事案。
- (2) 警察行政にかかる法令の解釈、運用及び評価に関する事案。
- (3) 契約上のトラブル等に関する事案。
- (4) (1)、(2)及び(3)に準じ、相談等を要する事案。

4 相談申請

顧問弁護士に相談し、助言を受けようとする所属長(以下「申請所属長」という。)は、\*顧問弁護士相談申請書(様式第 1 号)(以下「申請書」という。)に関係書類を添付し、警務部監察課長(以下「監察課長」という。)に申請するものとする。ただし、急を要するときは、電話により監察課長に申請し、事後速やかに申請書及び関係書類を提出するものとする。

5 相談日等の決定

監察課長は、4の申請を受理した場合は、顧問弁護士と協議し、相談の日時、場所、方法その他必要な事項を定め、申請所属長に通知するものとする。この場合、監察課長は、必要に応じて、監察課員又は関係所属の担当職員を相談の場に同行させることができる。

#### 6 相談結果報告書の提出

申請所属長は、顧問弁護士に相談したときは、その都度、相談結果の概要について\*顧問弁護士相談結果報告書(様式第2号)を作成し、監察課長に速やかに提出するものとする。

#### 7 相談経過等の記録

監察課長は、\*顧問弁護士相談記録簿(様式第3号)を備え付け、相談の経過その他必要な事項について記録しておくものとする。

#### 8 事務処理

顧問弁護士に関する事務は、警務部監察課において行うものとする。

#### 9 注意事項

顧問弁護士に相談する場合は、次に掲げる事項について注意すること。

- (1) 所属内において相談の必要性、相談内容等について、検討を行った上で申請すること。
- (2) 職員個人の私的な生活相談、法律相談等については、この要領は適用しない。

#### 10 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
顧問弁護士相談申請書	監察課	1年
顧問弁護士相談結果報告書	監察課	3年
顧問弁護士相談記録簿	監察課	5年

[別紙参照]